

香川県報



第 68 号

平成 16 年

8月27日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）

ページ

○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	（環境管理課）	一
○ 保安施設地区の指定予定の通知	（みどり保全課）	三
○ 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定	（健康福祉総務課）	二
○ 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出	（ " " ）	四
○ 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定	（ " " ）	四
○ 道路の区域変更（二件）	（道路保全課）	五
○ 道路の供用開始（二件）	（ " " ）	五
○ 都市計画事業の事業計画の変更の認可	（下水道課）	六
○ 道路の位置指定（二件）	（建築課）	六
● 昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正	（審査課）	七
○ 大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出	（経営支援課）	七
○ 地籍調査の成果の認証（二件）	（農政課）	八
○ 土地改良事業計画変更の同意	（土地改良課）	八
○ 県営土地改良事業の工事完了	（ " " ）	九
○ 開発行為に関する工事の完了	（建築課）	九

告示

●香川県告示第五百九十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十六年八月二十七日

香川県知事 真鍋 武紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
観音寺市坂本町五丁目18番37号
株式会社加ト吉

代表取締役 加藤義和

(2) 事業場の所在地及び名称
三豊郡山本町神田3542-1

株式会社加ト吉 山本工場

(3) 特定施設に関する事項

種 類	種 力	冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設及び洗浄施設
工 工 工	工 工 工	工 工 工
期 期 期	期 期 期	期 期 期
等 等 等	等 等 等	等 等 等
使用時間間隔及び1日使用時間の使用時間	使用時間間隔及び1日使用時間の使用時間	使用時間間隔及び1日使用時間の使用時間
排出され	項目	通 常 最 大

汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	6.0~8.0	5.8~8.6
	生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	900	1,000
	化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	770	1,000
	浮遊物質 量 (mg/ℓ)	200	250
	窒素含有 量 (mg/ℓ)	15	40
	りん含有 量 (mg/ℓ)	5	10
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	①×2基 ②×2基 ③×4基	56 56 39

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 能	類 力	排水処理施設 750m ³ /日			
汚水等の処理方式		加圧浮上十回転円盤十活性汚泥法			
工事着手予定年月日		既設			
工事完成予定年月日		既設			
等 使用開始予定年月日		既設			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間			
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.0~8.0	5.8~8.6	6.0~8.0	5.8~8.6
	生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	750	850	25	30
化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	590	650	30	40	

排出される汚水等の量 (m ³ /日)	浮遊物質 量 (mg/ℓ)	550	1,000	30	40
	窒素含有 量 (mg/ℓ)	15	40	5	20
	りん含有 量 (mg/ℓ)	5	10	2	3
	ノルマルヘキサ ン抽出物質 量 (mg/ℓ)	20	30	5	6
	大腸菌群 数 (個/cm ³)	—	—	2,000	3,000
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	660	750	660	750	

(5) 排水水の汚染状態及び量

区 区	項 目	第 1 通 常	最 大	排 水 口 大
排水水の汚染状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的 酸素要求量 (mg/ℓ)	25	30	30
	化学的酸素 要求量 (mg/ℓ)	30	30	40
	浮遊物質 量 (mg/ℓ)	30	30	40
	窒素含有 量 (mg/ℓ)	5	5	20
	りん含有 量 (mg/ℓ)	2	2	3
	ノルマルヘキサ ン抽出物質 量 (mg/ℓ)	5	5	6
大腸菌群 数 (個/cm ³)	2,000	2,000	3,000	
排水水の量 (m ³ /日)	705	705	798	

- 第2排水口：し尿浄化槽排水 (通常 5 m³/日～最大 5 m³/日)
- 第3排水口：ボイラーろ過水 (通常 1 m³/日～最大 2 m³/日)
- 第4排水口：冷凍機冷却水 (通常 6 m³/日～最大 8 m³/日)
- 第5排水口：ボイラーろ過水 (通常 1 m³/日～最大 2 m³/日)
- 第6排水口：冷凍機冷却水・雨水 (通常 6 m³/日～最大 8 m³/日)

第7排水口：雨水

(備考) 今回の申請とあわせて一部既設特定施設を廃止するため、当該工場から排出される排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成16年8月27日から
平成16年9月17日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
山本町住民生活課

●香川県告示第五百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安施設地区の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 1 指定に係る保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱一九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

小豆郡土庄町伊喜末字大谷二四九八、二五〇四、二五一七、二五二三の一、二五二二

三の一五、二五二三の一六

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間 五年

二 1 指定に係る保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六九号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

小豆郡池田町大字池田字谷奥六三二六の一、六三二七の一、字嶮岨山六三三二の一、六三三二の五八、六三三二の六二

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する町に係る町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間 六年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに土庄町農林水産課及び池田町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。）

●香川県告示第五百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名称	所在地
平成一六、八、一	医療法人社団えのもと皮膚科医院	丸亀市土器町東三丁目二五四番地二
平成一六、八、三	このの内科クリニック	丸亀市土器町西四丁目二四四番地
平成一六、八、二	有限会社アインス調剤薬局ハーモニー	善通寺市中村町九〇〇番地一

平成一六、八、二

みもぎ薬局

丸亀市土器町西四丁目二四七番地二

●香川県告示第五百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成一六、七、三一	えのもと皮フ科医院	丸亀市土器町東三丁目二五四番地二
平成一六、八、一	有限会社アインス調剤薬局ハーモニー	善通寺市中村町九〇〇番地二

●香川県告示第五百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一六、六、一〇	富士クリニックデイサービスセンター	医療法人社団素耕会 観音寺市観音寺町甲三〇〇二番地	通所介護
平成一六、七、二三	富士グループホームほほえみ 観音寺市観音寺町甲二八九九―三	医療法人社団素耕会 観音寺市観音寺町甲三〇〇二番地	痴呆対応型共同生活介護

●香川県告示第五百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月二十七日から同年九月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 観音寺善通寺線（四十九号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		備 考
	前	後	
三豊郡高瀬町大字上高瀬字昼原三六〇四番一地先から	一六・〇	一七・六	道路区域の見直しによる不用物件化
三豊郡高瀬町大字上高瀬字昼原三五一五番一地先まで	一二・二	一三・〇	

●香川県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月二十七日から同年九月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 穴吹塩江線（百六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香川郡塩江町大字安原上東字粉谷 一八七四番三地先から	前	三・〇 九・九	二、〇二四	香東川総合 開発事業に 伴う県道の 一部区間付 け替え工事
香川郡塩江町大字安原上東字粉谷 一八七四番三地先から	後	三・〇 九・九	二、〇二四	
香川郡塩江町大字安原上東字菖蒲 野一四三二番一地先まで		一〇・〇 八七・五	二、〇五五	
香川郡塩江町大字安原上東字田中 二六四四番三地先から				
香川郡塩江町大字安原上東字菖蒲 野一四三二番一地先まで				

●香川県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月二十七日から同年九月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 財田満濃線（百九十七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

仲多度郡満濃町大字吉野字東馬正一六八七番一地先から	二二・八 一四・七	一七四	平成十四年 香川県告示 第五百二十 号で変更し た区域の一 部
仲多度郡満濃町大字吉野字東馬正一七三六番一地先まで			

四 供用開始の期日 平成十六年八月二十七日

●香川県告示第五百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月二十七日から同年九月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 岩崎高松線（百六十六号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香川郡香川町大字川内原字下嫁坂一〇三番地先から	二・九 一五・四	六九	平成十六年 香川県告示 第百三十五 号で変更し た区域
香川郡香川町大字川東上字飯田原二二八三番三地先まで			

四 供用開始の期日 平成十六年八月三十日

●香川県告示第六百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（平成十六年四国地方整備局告示第七十一号）があったので、

同法第六十六条の規定により次のとおり告示する。

平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 施行者の名称

香川県

二 都市計画事業の種類及び名称

平成二年建設省告示第二二三さぬぎ都市計画下水道事業鴨部川流域下水道（大川西部

処理区）

三 事業施行期間

平成二年一月十二日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分 変更なし

2 使用の部分 変更なし

●香川県告示第六百一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指 定 番 号 長土指道 第八号

二 指 定 年 月 日 平成十六年八月十一日

三 指 定 道 路 の 位 置 東かがわ市湊字水入一三〇二一、一三〇三一及び同地先河川・

農道

四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅 員 五・一六メートル（六・〇〇メートル

延長 七一・一二メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供

●香川県告示第六百二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指 定 番 号 善土指道 第十二号

二 指 定 年 月 日 平成十六年八月六日

三 指 定 道 路 の 位 置 丸亀市土器町西六丁目二四五―一

四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅 員 四・三〇メートル

延長 五〇・九九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第六百三号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十六年八月三十日から施行する。

平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二 指定代理金融機関 2 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置の表備考 指定代理金融機関香川県信用農業協同組合連合会の業務を代理する農業協同組合の名称並びに店舗の名称及び位置の表香川県農業協同組合の項中

白鳥支店	東かがわ市	多和支店	さぬき市
大内支店	東かがわ市	大川北部支店	さぬき市

多和支店	さぬき市	多肥南出張所	高松市
高松市支店	高松市	高松市支店	高松市

多肥南出張所	高松市	川津町支店	坂出市
飯南支店	飯山町	飯南支店	飯山町

川津町支店 坂 出 市 に改める。

公 告

●香川県公告第四百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ新香西店 高松市香西本町一番一七六ほか
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十七年四月十九日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四、八四九平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の収容台数
二六〇台
 - (二) 駐輪場の収容台数
一四八台
 - (三) 荷さばき施設の面積
一三八・一平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

四七・三立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時
閉店時刻 午前零時
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十分から午前零時二十分まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 二 届出年月日
平成十六年八月十八日
 - 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
 - 2 縦覧期間
平成十六年八月二十七日（金曜日）から同年十二月二十七日（月曜日）まで
 - 四 意見書の提出
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十六年十二月二十七日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。
 - 1 記載すべき項目
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先
郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第四百二十七号

木田郡庵治町の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する
平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調査を行った時期
平成十四年度から平成十五年度まで
- 二 成果の名称

- 1 木田郡庵治町地籍図
- 2 木田郡庵治町地籍簿

- 三 調査を行った地域
字新開、字浜
- 四 認証年月日
平成十六年八月二十七日

●香川県公告第四百二十八号

香川県塩江町の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する
平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 調査を行った時期
平成十四年度から平成十五年度まで
 - 二 成果の名称
- 1 香川県塩江町地籍図
 - 2 香川県塩江町地籍簿

- 三 調査を行った地域
大字安原下の一部
- 四 認証年月日
平成十六年八月二十七日

●香川県公告第四百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、綾歌町が土地改良事業（農村総合整備事業（区画整理事業）栗熊地区（中村団地））計画を変更することについて平成十六年八月十三日同意した。
平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百三十号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により公告する。
平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業名	地区名	工事完了年月日
県営かんがい排水事業（一般）	竜川	平成一六、三、一
県営ため池等整備事業（小規模）	上学池	平成一六、四、二〇
県営中山間地域総合農地防災事業	仲南	平成一六、三、一五
県営ため池等整備事業（小規模）	大塚池	平成一六、三、一五
県営ため池等整備事業（小規模）	川池三合池	平成一六、三、二二
県営ため池等整備事業（小規模）	汙土池	平成一六、三、二五
県営単独緊急農道整備事業	大郡	平成一六、一、三〇
県営単独緊急農道整備事業	綾歌	平成一六、三、三〇

●香川県公告第四百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年八月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡飯山町東坂元字秋常二一六一三、二二七―四、二二八―一、二二八―八及び二

一八―一〇

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛媛県松山市勝山町一丁目一四番地一

サークルケイ四国株式会社 代表取締役 村上栄一

平成十六年八月二十七日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています